

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(1)

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43546 |

建設省

公有水面埋立法

新法、初復内起り地

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

⑨

W

沖縄復帰に伴う特措法案(建設省関係)

46. 8. 23
米北一

21日、建設省(河川局、水政課 松井事務官、依513)より、標記法案に盛り込む

べき同省関係法案は別添のとおりであるが、このうち特に「公有水面埋立法」

については、米国民政府が在沖外資系企業に対し処分法埋立地等もあるかと思われ

る観点から同法案内容につき法制局審議前(24日から始相被)に本省の意見を得

たい旨を請越す。21日中に法案の文を米保に送付、23日中にコメントを依頼中。
GA-11 外務省

2/23 23日 別 録 家 族 寄 附 議 事 録

知事 海 軍 省 長 官 等

(公有水面埋立法関係)

(公有水面の埋立てに關する件) 繩の法令の規定によつてした処分
手續等の経過措置)

第 一 條 法の施行前に沖繩の公有水面埋立法(千九百六十二年

立法オヤナレ号)若しくはこれに基づく命令又は土地の埋立(千九百

五十三号米国民政府布令オヤナレ号)の規定によつてした処分、

手續その他の行為は 公有水面埋立法(大正十年法律

オヤナレ号)又はこれに基づく命令の適用については、同法又はこれ

に基づく命令中これらの規定に相当する規定がある場合にお

いては、同法又はこれに基づく命令の相当規定によつてしたもの

とみなす。

土地の埋立

○米国民政府布令第百六号 (一九五三・三・三〇)

改正 一九五三年二月二〇日 改正第一号

土地の埋立

第一章 削除 (改正一)

第一条 琉球列島米国民政府が埋立てたすべての土地及びその他琉球列島米国民政府が取得したすべての埋立地は高等弁務官の許可を得て譲渡又は贈与の方法で処分することができる。(改正一)

第二条 琉球列島米国民政府から埋立てられた土地を譲り受けた者は購入したものでない限りその土地を高等弁務官の事前の承認なくして譲り渡し又は処分することはできない。(改正一)

第三条 前条により必要とする承認を得ずしてなされる第三者への譲り渡し又は処分は無効とし、当該土地の所有権は琉球列島米国民政府が没収する。(改正一)

第二章 削除 (改正一)

第一条 削除 (改正一)

第二条 削除 (改正一)

第三章 施行期日

この布令は、一九五三年三月三十日から施行する。

副長官の命により發布する。

民政官

米國陸軍准將 ゼイムス・M・ルイス

附 則 (改正第一号)

2 この改正は一九五三年二月二十日から有効とする。高等弁務官に代り

民政官

シャノン・マキーン

○米国民政府布令第百十号 (一九五三・四・一〇)

改正 一九五三年 四月十一日 改正第一号

改正 一九五八年 九月三日 改正第二号

改正 一九六二年 三月一日 高弁令第二十号改正第一号

土地収用の補償金支払手続

第一条 削除 (高弁令二〇改正一)

第二条 削除 (高弁令二〇改正一)

第三条 削除 (高弁令二〇改正一)

第四条

a 管財人が特別勘定に預入した資金は、次の場合を除き、管財人に供託された日から十年の間に支出することができる。(改正二) (高弁令二〇改正一)

(1) 米国民政府土地裁判所への訴願に対する裁定があるまで管財人が保管した資金は、土地裁判所の裁定に従い、又は該裁定に対する上訴についての最終判決に従って合衆国が当該訴願の基礎となつた書面の改訂書を管轄登記所に提出した日から十年の間に管財人がこれを支出することができる。土地裁判所の裁定、又はそれに対する上訴についての最終判決が当該訴願の基礎となつた書面の改訂を必要としないものであるときは、管財人が支出することができる十年の期間は、当該裁定又は最終判決の日から起算する。これらの期間については合衆国が正式に管財人に通知する。(高弁令二〇改正一)

(2) 一九五七年二月二十三日付米国民政府布令第一六四号の第四項の規定による土地収用の補償金支払手続

定により土地所有権確認のため琉球政府と同裁判所に提出された訴訟に対して最終判決があるまで管財人が保管した資金は、当該訴訟に対する最終判決が同裁判所の記録に登録された日から十年の間に管財人が支出することができる。(高弁令二〇改正一)

b 前述の十年の期間が経過したときは、管財人が保管したすべての資金は要求に応じて合衆国に返還される。当該資金を受ける権利のある当事者は、合衆国にその支払を請求することができる。(高弁令二〇改正一)

第五条 削除 (高弁令二〇改正一)

第六条 この布令は、一九五三年四月十日から施行する。

民政官

米國陸軍准將 ゼイムス・M・ルイス

附 則 (改正第一号)

二 この改正は、一九五三年四月十一日から施行する。民政官の命により發布する。

民政官

米國陸軍准將 ゼイムス・M・ルイス

附 則 (改正第二号)

2 この改正は、一九五三年四月十日に遡及する。高等弁務官に代り

首席民政官

米國陸軍准將

ウナナ・P・パーシャ

附 則 (高弁令二〇改正一)

沖繩復帰に伴う特別措置法案(法務省(読会案)四六・七一三)

一 河川法

(政令への委任)

第 条 河川法(昭和三十九年法律百六十七号)の適用に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

二 公有水面埋立法

(政令への委任)

第 条 公有水面埋立は(大正十年法律百五十七号)の適用に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

三 海岸法

(政令への委任)

第 条 海岸法(昭和三十一年法律百一十号)の適用に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

四 公共土木施設(火災)復旧事業費国庫負担法

(政令への委任)

第 条 公共土木施設(火災)復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律九十七号)の適用に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

沖繩復帰に伴う特別措置法政令第1条

一 河川法

(河川指定の経過措置)

第 一 条 法の施行の際現に存する河川法(明治三十九年法律第七十号。以下「沖繩河川法」という)第五条の規定により同法が準用される河川、水流若しくは水面は、二級河川とする。

(河川工事の経過措置)

第 二 条 法の施行の際現に予所村が施行中の河川に因する工事がある場合には、当該予所村は、河川法(昭和三十一年法律百六十七号。以下「本土河川法」という)が十条の規定にかかわらず、当該工事の完了するまでの間は、当該工事を行なつてはならない。

(処分、手続等の経過措置)

第 三 条 法の施行前に沖繩河川法又は本土河川法に基づく命令の処分(沖繩河川法又は本土河川法に基づく命令の規定による許可を受けたものとみなされるものを含む。)の手続その他の行為は、本土河川法の適用については、本土河川法中二以下の規定に相当する規定がある場合にあっては、本土河川法の規定によつてしたものとみなす。

ただし、沖繩河川法の規定による許可に附した条件で本土河川法第九十条第二項の規定に違反するものは、違反する限度において効力を失うものとする。

2 前項の規定により本土河川法第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる者で河川法施行規程(明治三十九年勅令第二百三十六号)第十九条第一項の規定により沖繩河川法第八十條の規定による流水の占用の許可を受けたものとみなされるものは、河川管理者に対し、建設省令で定めるところにより、必要を事象を届け出なければならぬ。

3 法の施行の際現に本土河川法の規定により許可を要する行為を行なつていゝ者又は 同法の規定により設置はついで許可を要する工作物を設置してしるもの(とみなされる許可を受けた者を除く。)は、
いゝ者(第二項の規定により本土河川法の規定によつて)法の施行後 六日間は

二以上の規定による許可を受けないで、従前の例により河川を使用することができる。その者がその期間内に二以上の規定による許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

二 公有水面埋立法 に因する 砂防の法令の制定によるした
関係 及び、 河川管理の整備 措置

(処分、手續等の経過措置)

第 九 条 法の施行前に沖繩の公有水面埋立法(千九百六十二年

立法オ七十二号)若しくはこれに基づく命令又は土地の埋立(千九百

五十三号米国民政府布令オ百六号)の規定はよつてした処分、

手續、その他の行為は ~~本法~~ 公有水面埋立法(大正十年法律

又はこれに基づく命令の これに基づく命令中

オ五十七号)適用については、同法又は 二 此のうの規定に相当する

規定がある場合においては、同法 又は の規定によつてしたものとみな

相当

す。

三 海岸法

(海岸保全区域の経過措置)

第 条 法の施行の際現に沖縄の海岸法(千九百六十二年

立法第七十八号。以下「沖縄海岸法」という。)第三条の規定によ

り指定されている海岸保全区域は、本土の海岸法(昭和三十一年

法律第一百号。以下「本土海岸法」という。)の規定による海岸保全

区域とみなす。

(海岸保全施設に関する工事の経過措置)

第 条 法の施行の際現に沖縄海岸法第六条の規定により行

政主席の海岸保全施設に関する工事を行なっている場合におい

ては、当該工事の完了するまでの間は沖縄県知事が当該工事

を行なうことができる。

2 前項の場合においては、沖縄県知事は、海岸管理者に代わって海

岸法施行令(昭和三十一年政令第三十三号)第二条第一項各号に

掲げる権限を行なうものとする。

(処分、手続等の経過措置)

第 条 法の施行前に沖縄海岸法又はニハキ基づく命令等の規

定によつてした処分、手続その他の行為は、本土海岸法の適用に

ついても、同法中ニハキに相当する規定があるときは、同法の規定

によつてしたものとみなす。

四 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(沖縄の復帰前^に発生した災害に付する特例)

第 条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法は、沖縄の復帰前に発生した災害に係る公共復旧事業については、適用する。

(参考)

一 包地規定に吸収されるもの

○ …… 法律事項

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

河川法

2 不服申立てに因する経過措置

河川法 海岸法

3 本訴期間の経過措置

公有水面埋立法

4 損失の補償に因する経過措置

海岸法

(5 法の適用に伴う経過措置 …… 砂利採取法)

二 振興法に盛り込まれるもの

1 河川管理の特例 …… 河川法

2 費用負担の特例

河川法 海岸法 砂防法 地すべり等防止法 急傾斜地

の崩壊による災害の防止に因する法律 公共土木施設災害復

旧事業費国庫負担法

秘密表示(朱印)

| | | | |
|------|-----|-----|----|
| 部数指示 | 発信用 | 執務用 | 備考 |
| 主信 | / | / | |
| 付 | | | |
| 区 | 初手 | 付属 | 添付 |

発送日 昭和46年9月9日
 処理日
 発信 12/17 校

文書課長 (33) 公 信 案 (分類)

| | |
|---------------------|------------------------|
| 公 信 番 号 平北1 第 216 号 | 公 信 日 付 昭和 昭和46年 9月 9日 |
| 大 臣 主管 | 起案 昭和46年 9月 6日 |
| 政 務 次 官 | アメリカ局長 出澤 |
| 事 務 次 官 | 参 事 官 |
| 外務審議官 | 北米才一課長 |
| 外務審議官 | 起案者 森本 電話番号 2466 |
| 官 房 長 | |
| 協 議 先 | |
| 条約課長 (印) 安全保障課長 | |
| 受 信 者 | 発 信 者 |
| 在沖繩 高瀬 大使 | 外務大臣 |
| 写 送 付 先 | (希望発送日) |
| 件 名 | |
| 沖繩における公有水面埋立の実態調査 | |
| GA-2 | 事務 138 回覧番号 2405 |

平北1 第 216 号
 昭和46年 9月 9日

沖縄復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)
 沖縄における公有水面埋立の実態調査

引用公・電信
 日付・番号

今般、建設省より別添公信(写)の通り、
 本件実態調査に依頼越した。
 本件の詳細な実態把握については困難
 な点もあろうかと思われすが、米側に対し、
 調査の趣旨を説明し、協力要請の上、

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

送るべく調査あり在り、結果回報あり

在り

米領事官

米領事官

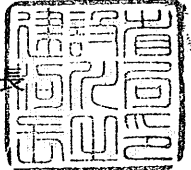
アメリカ局長 }
参事官 }
北米第一課長 }

建設省

建設省河政発第52号
昭和46年9月3日

外務省アメリカ局長 殿

建設省河川局長



沖縄における公有水面埋立の実態調査について(依頼)

建設省においては、沖縄の復帰に伴い、沖縄の公有水面埋立法(1962年立法第79号)に基づいてした公有水面の埋立についての処分又は手続等を本土の公有水面埋立法(大正10年法律第57号)に基づいてした処分又は手続等とみなす等、復帰に伴う埋立に関する法令の適用を円滑にするための特別措置を現在検討しておりますが、沖縄においては、米国側の財産管理官が管理権を留保している千潟及び千潟以外の部分において行なわれる埋立又は米軍が行なう埋立については同法が適用されず、米国側の行政機関等が他の法令の規定に基づいて

埋立の免許等の処分を行なっているときいています。これら米国側行政機関等の処分に基づいて行なわれる公有水面の埋立、特に沖縄の復帰の際に現に工事中のもの又は免許等の処分を受けたままで未着手のものについても、何らかの措置が必要になると考えます。

このため、すでに埋立の終つたものを含めて、事前に公有水面埋立の実態を把握する必要がありますので、下記の点の早急な実態調査方についてよろしく願います。なお、これらの点については、琉球政府への照会によるも調査不可能のため、貴省に依頼するものであります。

記

- 1. 沖縄が米国施政下におかれてから現在までの間に、沖縄の公有水面埋立法に基づかず、米国側の行政機関等が公有水面の埋立について免許等の処分を行ない又は自ら公有水面の埋立てを行なつた事例について

| |
|-------|
| 要処理 |
| |
| 首席事務官 |
| 総務 |
| 沖縄 |
| 渉外調査 |
| 航空 |
| 科学協力 |
| 道路調整 |
| 調査 |
| カナダ |
| 局庶務 |



建設省

(1) 民政府等の米国側行政機関が公有水面埋立について免許等の処分を行なった場合

| 処分年月日 | 処分を行なった機関 | 処分を受けた者 | 根拠法令 | 埋立場所 | 埋立目的 (利用状況) | 埋立面積 | 工事状況 (未着工、工事中又は竣工の別) |
|-------|-----------|---------|------|------|----------------|------|-------------------------|
| | | | | | | | |

(2) 米国側の行政機関等(軍を含む。)が自ら公有水面の埋立てを行なった場合

| 埋立時期 | 埋立てを行なった機関 | 根拠法令 | 埋立場所 | 埋立目的 (利用状況) | 埋立面積 | 工事状況 (未着工、工事中又は竣工の別) |
|------|------------|------|------|----------------|------|-------------------------|
| | | | | | | |

2. 民政府等の米国側行政機関が、現在、公有水面の埋立免許等の申請を受理しながら未処分のものについて

| 申請者 | 根拠法令 | 埋立工事予定期間 | 埋立場所 | 埋立目的 | 埋立面積 |
|-----|------|----------|------|------|------|
| | | | | | |

3. 沖縄が本土に復帰するまでに

(1) 米国側行政機関が受理すると見込まれる公有水面の埋立免許等の申請について

| 申請予定者 | 根拠法令 | 埋立工事予定期間 | 埋立場所 | 埋立目的 | 埋立面積 |
|-------|------|----------|------|------|------|
| | | | | | |

建設省

(2) 米国側の行政機関等が自ら公有水面の埋立てを予定している事例について

| 埋立てを行なう機関 | 根拠法令 | 埋立工事予定期間 | 埋立場所 | 埋立目的 | 埋立面積 |
|-----------|------|----------|------|------|------|
| | | | | | |

秘密標記(赤色)

14

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

安全保障課長

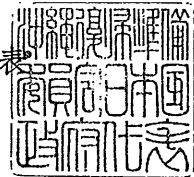
李局長

第 747 号

昭和 46 年 11 月 25 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代 表



自方有
自方有
自方有
自方有

要処理

首席事務官

総務

渉外課

漁業

航空

新字協力

連絡調整

調査

力夕夕

局庶務

(件名)

沖縄における公有水面埋立の実態調査

引用公・電信
日付・番号

昭和 46 年 9 月 9 日付米北 1 才 216 号

(民政府、米陸軍地区工兵隊および琉球政府より) 別添のとおり
標記について 米陸軍地区工兵隊および琉球政府より調査結果を報告す

付属添付区 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付送:



1. (1) 民政計等の米國側行政機關必公府水而埋立之に於て免許等の処分を行ふ場合

(1) (布令106号之処分ニ由テ埋立地)

| 処分年月日 | 処分を行ふ た機関 | 処分を爲す 方名 | 根拠 法令 | 埋立場所 | 埋立目的 利用状況 | 埋立面積 | 工事状況(工事 又は竣工の別) |
|------------|--------------|------------------------|----------|--------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1950.6.9 | 民政計 | 系柄町役所 | 布令106号 | 系柄町海岸地先 | 宅地 | 5,641.62 ^坪 | 1952.1.29 竣工 |
| 1951.5.28 | " | 石原昌治 | " | 美里村泡瀬恩瀬原地先 | 塩田 | 25,877 ^坪 28,544.19 ^{m²} | |
| 1951.11.15 | " | 喜屋武盛栄 | " | 美里村豊比屋根海岸地先 | 塩田 | 6,434 ^坪 21,269.52 ^{m²} | 1952.4.20 竣工 |
| 1951.8.7 | " | 国場孝太郎 | " | 真和志市安謝港海岸 | 造船施設 | 200 ^坪 2,999.10 ^{m²} | |
| 1951.11.15 | " | 喜納兼松 | " | 美里村比屋根折口原地先 | 塩田 | 9,979 ^坪 32,928.52 ^{m²} | |
| 1951.11.28 | " | 安里賢勇 | " | 真和志市安謝海岸 | 港湾施設 | 133 ^坪 2,098.67 ^{m²} | 1952.3.15 竣工 |
| 1951.12.12 | " | 国場次郎 | " | 真和志市白川水 | 河川用水 | 15,600 ^坪 51,570.40 ^{m²} | |
| 1952.1.5 | " | 新崎武治 | " | 小塚村小塚後栗270地先 | 住宅敷地 | 26,727.13 ^坪 28,544.55 ^{m²} | |
| 1952.8.19 | " | 倉平林蔵 | " | 真和志市安謝港埋地先 | 造船施設 | 300 ^坪 9,919.44 ^{m²} | 1960.9.28 竣工 |
| 1952.12.5 | " | 那覇市 又吉泰和 | " | 那覇市泊港西方海面 | 港湾施設 住宅用地 | 67,137 ^坪 221,946.49 ^{m²} | |
| 1953.1.10 | " | 大里村 又吉泰和 | " | 大里村大城坊田原 | 河川 | 626 ^坪 2,069.43 ^{m²} | |
| 1953.4.21 | " | 那覇市 又吉泰和 | " | 泊港南側水面 | 住宅地 | 61,590.98 ^坪 203,607.99 ^{m²} | |
| 1952.2.4 | " | 上原一 前成村長 | " | 系柄町1区6番地先 | 河川保護 | 279,675 ^坪 924,531 ^{m²} | |
| 1953.3.7 | " | 大城英男 那覇市 | " | 那覇市泊港西方海面 | 造船施設 | 18,387.75 ^坪 6,417.23 ^{m²} | |
| 1953.3.13 | " | 那覇市 又吉泰和 | " | 那覇市馬場町2丁目地先 | 荷揚場 工場敷地 | 6,504.27 ^坪 18,194.02 ^{m²} | |
| 1955.6.9 | " | 当河宣剛 | " | 那覇市普賢町1丁目地先 那覇市普賢町1丁目 " 高松町1丁目 | 埋立造成 | 10,329.48 ^坪 34,147.12 ^{m²} | |
| 1956.12.21 | " | 大城謙吉 那覇市長 | " | 那覇市鏡水原湧泉30601 | 原港クニル | 2,795.52 ^坪 29,276.23 ^{m²} | |
| 1957.5.30 | " | 那覇市長 石原雅太郎 | " | 那覇市与西里13の3番地先 与西里72の10番地先 | 港湾施設 | 2,574 ^坪 29,276.23 ^{m²} | |
| 1957.5.17 | " | 琉球政計 並里土地改良 仲岡信彦 | " | 那覇市加 | 漁村原積所 | 2,738.73 ^坪 9,053.69 ^{m²} | 1966.7.27 竣工 |
| 1957.7.12 | " | 仲岡信彦 | " | 合武村合武田原地先 | 田圃 | 10,253.00 ^坪 | |

沖繩・北方対策庁沖繩事務局

| 処分年月日 | 処分執行本 機関 | 処分受役 氏名 | 根拠 法令 | 埋立場所 | 埋立目的 利用状況 | 埋立面積 | 工事状況(着手工事 完成年月) |
|------------|-------------|--------------|----------|--------------------|--------------|---------------------------------------------------|---------------------------------|
| | 民政村 | 琉球政村 | 布令106号 | 那覇市那覇南港地内 | 岩盤用土 倉庫用地 | 5760.51坪 124,303.06m ² | 1957.11.26 竣工 |
| 1957.4.10 | " | 大成哲夫 | " | 那覇市波之上同辺3-1-1 | 完全築造 工場 | 15,324.14坪 | 1958.7.14 " |
| 1957.9.20 | " | 中村武一 | " | 与那城村屋敷名敷田 | 馬車場 | 647.48坪 | 1958.6.12 " |
| 1957.9.20 | " | 前田治栄 | " | 与那城村屋敷名敷田1519 | 商業倉庫 | 210.01坪 694.56m ² | 1959.8.13 " |
| 1958.1.16 | " | 仲家根振雄 | " | 波之上南方1-1 | 住宅用地 | 19,853.12坪 1963.7.18 竣工 1961.5.1 9,889.12 " | |
| 1958.2.19 | " | 新崎武治 | " | 那覇市祿重方公有水田 | 宅地 | 26,727.12坪 | 1958.6.9 竣工 |
| 1958.5.8 | " | 前田朝信 | " | 那覇市安謝橋上流 | 資材置場 公設市場 | 492.21坪 1627.15m ² | 1958.8.15 竣工 |
| 1958.3.7 | " | 城岡徳明 | " | 系保港湾南側号立南 | 並心宅地 | 4,388.38坪 20,722.06m ² | 1958.6.9 竣工 |
| 1958.4.15 | " | " | " | 系保町港湾西岸護岸 | 道路 水産施設 | 3,820.41坪 9,290.48m ² | 1958.6.9 竣工 |
| 1958.8.25 | " | 那覇市役所 | " | 那覇市江町5丁目地先 | 宅地 緑地 | 1,409.45坪 4,757.27m ² | 1959.6.2 竣工 |
| 1958.8.29 | " | " | " | 漫湖内(国場川下流) | 宅地 工場用地 | 56,069.05坪 | 1961.9.7 竣工 1962.6.7 竣工 |
| 1958.10.28 | " | " | " | 那覇市若狭町 | 宅地 | 4,009.7坪 | 1961.6.30 竣工 |
| 1958.10.30 | " | 石原昌信 | " | 那覇市若狭町15日34~157.地先 | 水族館 臨海観光地 | 1,090.99 4,606.5坪 | 1961.9.30 竣工 |
| 1958.12.1 | " | 上原光男 | " | 国場川爲島林南西水田 | 宅地造成 | 20,426.92坪 67,590.12m ² | 1963.11.12 竣工 |
| 1959.2.9 | " | 森山政正 | " | 中城村吉内地内 | 資料庫 貯蔵 | 3,373.26坪 11,151.92m ² | |
| 1959.2.20 | " | 渡嘉敷治三 | " | 那覇市天久樋川原1201 | 漁船上乗施設 | 599.93坪 1,923.25m ² | 1960.7.13 竣工 |
| 1959.2.2 | " | 前田朝信 | " | 那覇市安謝橋上流 | 住宅用地 | 1,749.56坪 5,723.70m ² | 1960.6.3 竣工 |
| 1959.3.6 | " | 系保町長 城岡徳明 | " | 系保町南口地先水田 | 船揚場 | 313.33坪 1,634.79m ² | |
| 1959.6.18 | " | 那覇市長 兼次佐一 | " | 那覇市安謝川 那覇市長兼次佐一 | 宅地造成 | 328.67坪 1,026.51m ² | 1964.12.7 竣工 |
| 1959.12.3 | " | 山田英威 | " | 那覇市安謝海岸地先 | 石灰焼工場 作業場 | 248坪 2,142.16m ² | 1960.2.27 竣工 |
| 1960.3.22 | " | 那覇市長 兼次佐一 | " | 那覇市壺川赤畑原 | 工業敷地 | 24,024.63坪 20,912.11m ² | 1963.5.30 竣工 |
| 1960.3.15 | " | " | " | 那覇市安謝川河口泊港 | 漁船出入口 | 114,290.62坪 383,113.00m ² | 1960.2.29. 1961.6.8. 1967.6.26. |

沖繩・北方対策庁沖繩事務局

1.0(2)

米國側の行政機関等(軍と念)が自ら公有水面を埋立てを行な

場合

(1) 民政村或管理課(管理官)が管理して居る地

埋立

| 埋立時期 | 埋立て行政 機関 | 根拠 場所 | 埋立場所 | 埋立目的 (利用状況) | 埋立面積 | 工事状況(若し工事中又埋立後) |
|------------|-------------|----------|-----------------|--------------------|------------|--------------------------------------------|
| 1952~1953 | 米軍 | 布告7号 | 那覇市通堂町3丁目51. | 琉球政府(体育館敷地) | 784坪 | 1952~1953年に於いて那覇軍港の埋立に用いた。 |
| " | " | " | " 3丁目52. | " | 1,787.1坪 | " |
| " | " | " | " 3丁目53 | 那覇市(興武)球場 サッカー場 | 15,488.18坪 | " |
| " | " | " | " 3丁目53-1 | 高圧線用地 | 3,709.78坪 | " |
| 1956~1958. | 自然埋立 | " | 那覇市泰元寺町1丁目144. | 店舗用地敷地 | 290坪 | 又道路修築の際に土砂を採取して埋立(1)此の土砂は米軍に埋立して居る。 |
| " | " | " | " 1丁目145. | " | 442.81坪 | " |
| " | " | " | " 1丁目143-1 | " | 72.37坪 | " |
| " | " | " | " 1丁目146 | " | 422.53坪 | " |
| " | " | " | " 1丁目145 | " | 170.88坪 | " |
| " | " | " | " 1丁目142 | " | 656.62坪 | " |
| 1953. | 米軍 | " | 那覇市旭 37. | 工場敷地 | 727.26坪 | 終戦後米軍の物資集積所として埋立米軍の土砂を埋立。USCA管理中。 |
| 1953~55. | " | " | 那覇市宮内川赤畑原 165-1 | " | 330.28坪 | " |
| 1950. | 自然埋立 | " | 那覇市宮内川赤畑原 | 住宅、工場 | 110.70坪 | 那覇市宮内川の下流で土砂採取場として埋立。個人工場敷地敷地として埋立。 |
| 1952. | " | " | 那覇市宮内川赤畑 | 資材置場 | 327.01坪 | 那覇市宮内川の下流に於いて土砂採取場として埋立。土砂採取場として埋立。 |
| 1945. | 米軍 | " | 美里村岸泊瀬後原 | ヨット置場 | 1,591坪 | 終戦後米軍のヨット置場として埋立。米軍に埋立。 |
| 1958. | " | " | 金武村金武石川原 | 畑 | 24.80坪 | 米軍に埋立。13号線改修の際に土砂採取場として埋立。 |
| 1960. | " | " | 久志村久志大道原 | 茶園 | 867.09坪 | 米軍に埋立。13号線改修の際に土砂採取場として埋立。 |
| 1945~46 | " | " | 那覇市旭 35. 36. | 倉庫、工場 | 2,251.63坪 | 終戦後米軍に埋立。土砂採取場として埋立。土砂採取場として埋立。土砂採取場として埋立。 |
| | | | | | 30,201.61坪 | |

(B) 米厚創当地(干潟)の部分埋立た^{もの}部分~~部分~~

| 埋立時期 | 埋立を行つた機関 | 根拠法令 | 埋立場所 | 埋立目的(利用状況) | 埋立面積 | 工事状況(未着工、工事中又は竣工済) |
|------|----------|------|---------------------|------------|------------------------|--------------------|
| 不明 | 米厚 | | 浦添市(牧港サービスエリア) | 軍用地拡張 | 82エ-3 100,368㎡ | 工事着工並に竣工不明 |
| " | " | | 糸貫市(糸貫軍港) | " | 4267エ-3 6,842.16㎡ | " |
| " | " | | 糸貫市(糸貫軍港道路敷) | " | 1.98エ-3 2,422.52㎡ | " |
| " | " | | 柳町(木部砕石場) | 砕石場の残土石採場 | 13.07エ-3 15,924.24㎡ | " |
| " | " | | 奥武川市宮天願(キャンプコート=) | 軍用地拡張 | 2.42エ-3 8,029.44㎡ | " |
| " | " | | 糸貫市西新町(カルテックス・ガソリン) | ガソリンスタンド用地 | 3.27エ-3 4,001.48㎡ | " |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | 137,622.24㎡ | |

2. 民政府等の米國側行政機関が、現在、公有水面の埋立免許等の申請を受理しなから未処分のためについて

該当なし。

3. 神繩が本土に復帰するまでに

(1) 米國側行政機関が受理せしめ見込まれる公有水面の埋立免許等の申請について

該当なし。

(2) 米國側の行政機関等が自ら公有水面の埋立てを予定している事例について

該当なし。